

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
- ……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………一
- ……………(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)……………一
- 都市計画事業の認可……………一
- ……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 都道の区域変更……………二
- ……………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 都道(首都高速道路)の供用開始……………四
- ……………(同)……………四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五
- ……………(建設局河川部指導調整課)……………五
- 告示(交)
- 昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部改正……………六
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………六
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………六
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………七

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………七

告示

●東京都告示第七百三十九号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号以下「法」という。)第十四条第一項及び第十五条第一項の規定による行政処分について、法第十四条第三項及び第十五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社リード

(二) 代表者氏名 熊本 悠介

(三) 主たる事務 新宿区西新宿六丁目十二番七―三〇四所の所在地 号

二 処分年月日 平成三十年十月十日

三 処分の内容

(一) 業務停止命令

平成三十年十月十一日から平成三十一年一月十日までの間(三箇月間)法第二条第二項に規定する通信販売に係る次の行為を停止する。

ア 販売条件及び役務の提供条件について広告を行うこと。

イ 売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第十四条第一項及び第十五条第一項

●東京都告示第七百四十号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 支援法人の名称 特定非営利活動法人東京ソテリ

二 支援法人の住所 江戸川区松島四丁目四十六番二

三 支援業務を行う事務 江戸川区松島四丁目四十六番二所の所在地 号

四 指定年月日 平成三十年十二月十三日

●東京都告示第七百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、
同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路外郭
環状線の2 (交通広場)

三 事業施行期間 平成三十年十二月二十五日から平成
四十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

練馬区上石神井一丁目、上石神井
二丁目及び上石神井四丁目各
地内
使用の部分

練馬区上石神井一丁目、上石神井
二丁目及び上石神井四丁目各
地内

●東京都告示第七百四十二号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十五日から起算し
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
する。

平成三十年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 東京浦安

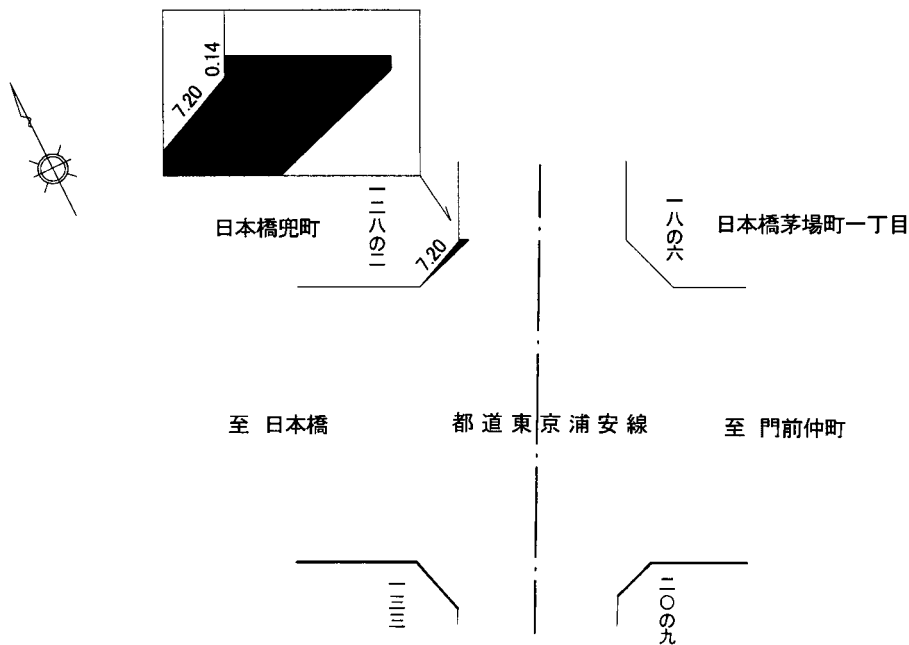
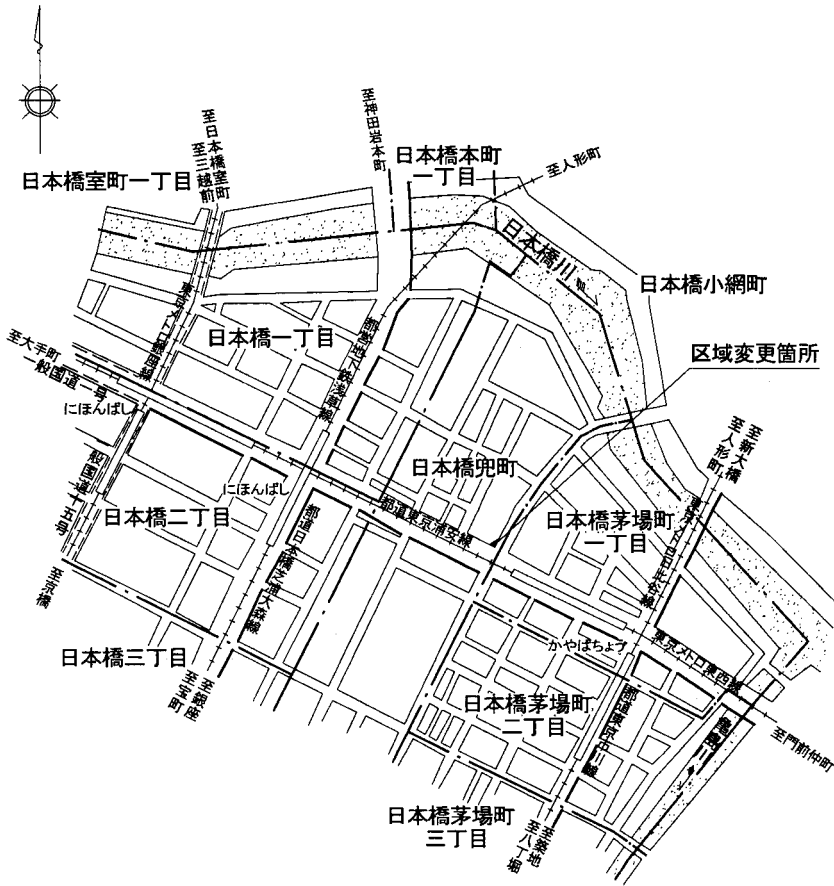
二 変更の区間 中央区日本橋兜町百二十八番二地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道東京浦安線区域変更略図
中央区日本橋兜町地内

一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長 五・七五メートル
 面積 三・一一平方メートル

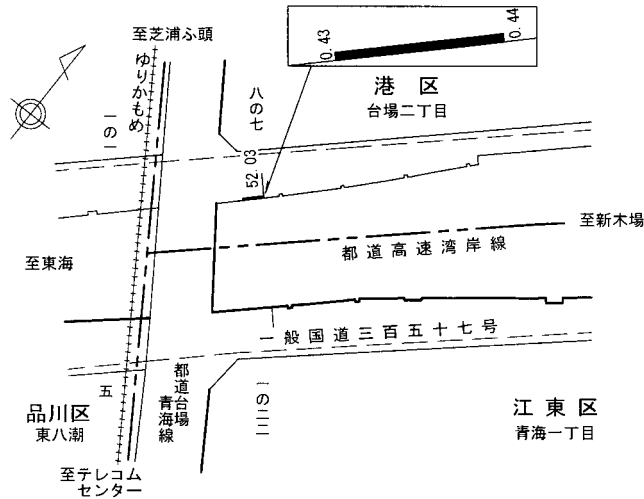
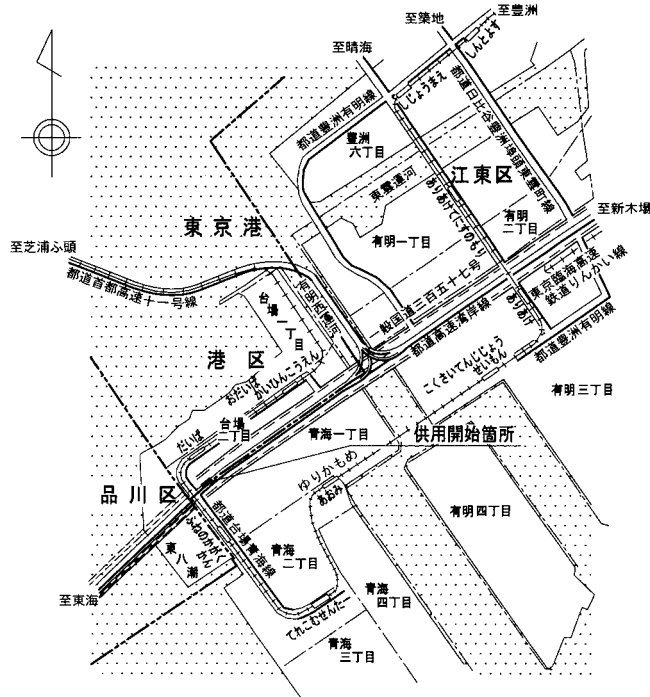


●東京都告示第七百四十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項
 の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始す
 る。

別 図

都道高速湾岸線供用開始略図
 港区台場二丁目地内

一般国道
 都 道
 供用開始区域
 延長 一〇・〇六メートル
 面積 四・三七平方メートル



その関係図面は、平成三十年十二月二十五日から起算し
 て二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社
 社東京東局において一般の縦覧に供する。
 平成三十年十二月二十五日
 東京都知事 小 池 百合子

- | 一 | 路線名 | 高速湾岸 |
|---|---------|-------------------|
| 二 | 供用開始の区間 | 港区台場二丁目八番七地先 |
| 三 | 供用開始の概要 | 別図表示のとおり |
| 四 | 供用開始の期日 | 平成三十年十二月二十六日午後十一時 |

●東京都告示第七百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、平成二年東京都告示第三百五十六号及び平成二十六年東京都告示第四百十六号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、平成三十年十二月二十五日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 区域の名称

奥多摩町原地区（3）

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱二十号から標柱二十二号まで及び標柱七号を順次結んだ線並びに平成二年東京都告示第三百五十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）
西多摩郡奥多摩町原

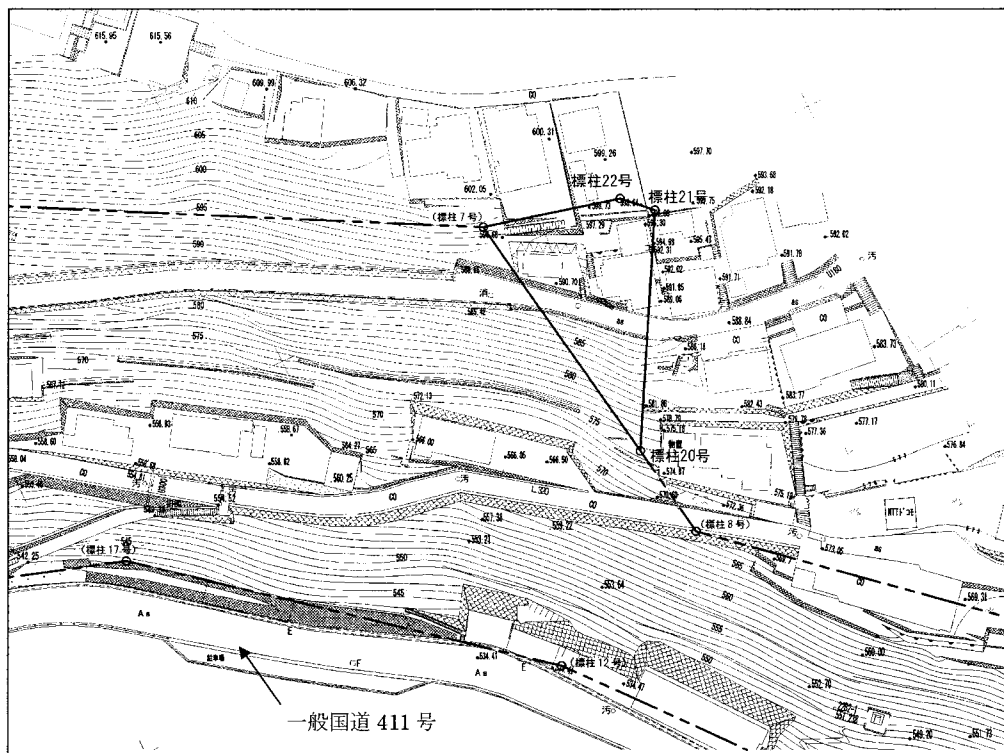
- 二七六番一〇 七号
- 二七五番四 二十号
- 二七六番一四 二十一号及び二十二号

別 図

西多摩郡奥多摩町原地区（3）

急傾斜地崩壊危険区域

西多摩郡奥多摩町原地内



告示(交)

●交通局告示第十四号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、平成三十一年一月一日から実施する。

平成三十年十二月二十五日

東京都交通局長 山手 斉

表近畿日本ツーリスト株式会社の項、株式会社日本旅行の項及び西武バス株式会社の項を削る。

公告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人国境なき医師団日本

二 代表者の氏名

加藤 寛幸

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区馬場下町一番地一 FORECAST 早

稲田FIRST三階

四 更新された認定の有効期間

平成三十年七月十六日から平成三十五年七月十五日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市下里二丁目千三百十六番一、同番一地先、千三百十八番二、同番三、千三百十九番一及び同番二 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優
東村山市恩多町四丁目四十一番一、同番一地先、同番二及び同番三十四 千葉県松戸市秋山四番地の一 株式会社東栄藤義建設 代表取締役 西野 弘

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十二月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 ニュウマン新宿
- 二 店舗所在地 新宿区新宿四丁目一番六号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の設置者の代表者名 富田 哲郎
- 六 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモロランドほか三十五名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモロランドほか三十七名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社SABON Japanほか十二名
- 十 変更前の小売業者の住所 港区南青山三丁目十三番十八号三
一三南青山ビル四階(株式会社オンワードグローバルファッション)ほか
- 十一 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前五丁目七番四号穂田
今泉ビル四階(株式会社オンワードグローバルファッション)ほか

<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 黒石 和宏(株式会社SABON Japan) ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 島山 喜美恵(株式会社SABO N Japan) ほか</p> <p>十四 変更日 平成三十年十一月一日ほか</p> <p>十五 届出日 平成三十年十一月二十七日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成三十年十二月二十五日から平成三十一年四月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成三十年十二月二十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 豊島五丁目団地1号棟</p> <p>二 店舗所在地 北区豊島五丁目四番地</p> <p>三 設置者名 独立行政法人都市再生機構</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 北区長</p>	<p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成三十年十二月六日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成三十年十二月二十五日から平成三十一年一月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成三十年十二月二十五日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 西友調布店</p> <p>イ 店舗所在地 調布市小島町一丁目十番地一</p> <p>ウ 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>(二)ア 店舗名 ラピロス六本木</p> <p>イ 店舗所在地 港区六本木六丁目一番二十四号</p> <p>ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか二名</p> <p>(三)ア 店舗名 銀座ナイン</p> <p>イ 店舗所在地 中央区銀座八丁目五番先ほか</p> <p>ウ 設置者名 東京高速道路株式会社</p>	<p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要</p> <p>一(一)から(三)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。</p> <p>平成三十年十二月五日</p> <p>イ 意見の通知日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間 平成三十年十二月二十五日から平成三十一年一月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
---	--	--

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001